

有しかつ平成十八年四月一日以降に同条約の第二十一條に基づき公開がされたものについて、

及び、^{91.1}の修正は平成十八年四月一日より前の国際出願日を有しかつ平成十八年四月一日以降に同条約の第二十條に基づき送達されたものについて、

も、それぞれ適用する。また、^{86.1}及び^{86.2}の修正は關係する国際出願日にかかわらず平成十八年四月一日以降に発行する公報について、^{87.1}及び^{87.2}の修正は關係する国際出願日がある場合、それにかかわらず平成十八年四月一日以降に行われる国際出願、公報及びその他の刊行物の送達について、それぞれ適用する。

なお、我が国については、特許庁が同規則第 4.9 (b) に規定する通告を平成十七年十二月十二日付けで国際事務局に行った。
(平成十七年十二月十六日付け世界的所有権機関事務局長回書)
平成十八年三月十七日

4.9 (b) を次のように改める。
(a) (i) の規定にかかわらず、二千五年十月五日において、締約国の国内法令が、当該国の指定及び当該国で効力を有する先の国内出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願により、当該先の国内出願が取下げと同一の効果をもちて消滅することを定めている場合には、当該指定官庁が当該国の指定に關してこの規定が適用される旨を二千六年一月五日までに国際事務局に通告すること及びその通告が当該国際出願日になお効力を有することを条件として、当該国でされた先の国内出願に基づく優先権を主張する全ての願書は当該国を指定しない旨の表示を伴うことができる。国際事務局は、その通告を速やかに公報に掲載する。

13の2.4 (d) (i) を次のように改める。
(i) 表示が国際公開の技術的準備が完了する前に受理された場合には、(a) の規定により届け出る表示及び受理の日の表示を国際出願とともに公表すること。

二

三 (c) 中「パンフレットの写しが第二十條の送達に用いられない場合又は」を削る。
26の2.2

四 (a) のを削る。
47.1 (3)

五 48.1 を次のように改める。
48.1 形式及び手段
国際出願を国際公開する形式及び手段は、実施細則で定める。
48.2 (a) の柱書きを次のように改める。

六 (a) の柱書きを次のように改める。
48.2 (a) 国際調査報告又は第十七條(2)(a)の宣言 (g) の規定が適用される場合を除く。
(g) の規定が適用される場合を除く。

七 (a) (v) を次のように改める。
48.2 (v) 国際調査報告又は第十七條(2)(a)の宣言 (g) の規定が適用される場合を除く。
(g) の規定が適用される場合を除く。

八 (a) (iv) を次のように改める。
48.2 (iv) 明細書とは別個に第十三規則の二の規定に基づいて届け出た寄託された生物材料についての表示及び国際事務局が当該表示を受理した日付の表示

九 (a) (x) 中「17 (v)」を「17 (v)」に改める。
48.2 (x) 中「17 (v)」を「17 (v)」に改める。

十 (f) 請求の範囲について第十九條の規定に基づく補正がされた場合には、国際出願の国際公開には、出願時における請求の範囲の全文及び補正後の請求の範囲の全文を含める。同条(1)に規定する説明書も、その説明書が^{46.4}の規定に従っていないと国際事務局が認める場合を除くほか、国際公開に含める。また、請求の範囲についての補正書の国際事務局による受理の日付を表示する。
48.2 (g) を次のように改める。
(g) 国際公開の技術的な準備の完了の時に国際調査報告をまだ利用することができない場合には、表紙には、国際調査報告を利用することができなかつた旨、及び国際調査報告が(利用)改訂された旨を記載するようになつたときに、改訂された表紙とともに別個に公開される旨を掲載する。

十二 48. (h) を次のように改める。
48. (h) 国際公開の技術的な準備の完了の時に第十九條の規定に基づいて請求の範囲について補正をするための期間が満了していない場合には、表紙には、その事実について言及するものとし、同条の規定に基づいて請求の範囲について補正がされた場合に^{46.1}の規定に基づく期間内に国際事務局がその補正を受理した後速やかに改訂された表紙とともに補正後の請求の範囲の全文を掲載する。同条(1)に規定する説明書が提出されたときは、その説明書が^{46.4}の規定に従っていないと国際事務局が認める場合を除くほか、その説明書も、公開する。

十三 48. (i) を削る。
48. (i) を削る。

十四 (a) 中「国際出願は」の下に「アラビア語」を加える。
48. (a) 中「国際出願は」の下に「アラビア語」を加える。

十五 86.1 の表題を次のように改める。
86.1 内容

十六 86. (b) を削り、86. (a) を 86. (i) を次のように改める。
86. (a) 国際公開された各国際出願について、当該国際出願の国際公開の表紙に掲載されている事項から抽出されたものであつて実施細則で定めるもの、その表紙に掲載されている図面(該当する場合)及び要約

十七 86.2 を次のように改める。
86.2 言語、発行の形式及び手段並びに時期

(a) 公報は、英語及びフランス語で同時に発行するものとする。英語及びフランス語の翻訳文については、国際事務局が作成する。総会は、(a) に規定する言語以外の言語で公報を発行することを命ずることができる。

(c) 公報を発行する形式及び手段は、実施細則で定める。
(d) 国際事務局は、国際公開された各国際出願について、その国際出願が発行された日

又はその後できるだけ限り速やかに、^{86.1}に規定する情報を公報に掲載することを確保する。
十八 第八十七規則を次のように改める。
第八十七規則 刊行物の送達

87.1 請求による刊行物の送達
国際事務局は、すべての公開された国際出願、公報及び国際事務局が条約又はこの規則に關連して発行するその他のすべての一般的な刊行物を無料で国際調査機関及び国際予備審査機関並びに国内官庁に、關係する機関又は官庁の請求により送達する。刊行物の送達の形式及び手段に關するその他の細目は、実施細則で定める。
十九 ^{91.1}(f) 中「パンフレットの写しが第二十條の送達に用いられない場合又は」を削る。

○外務省告示第百三十四号
平成十八年三月二日にジャカルタで、アチエにおける平和構築、元政治犯及び元戦闘員社会復帰支援並びに紛争被害地域再生支援計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与

2 贈与額 十億円
3 署名者
日 本 側 飯村豊在インドネシア大使
国際移住機関 ジョン・ステファン・クック在インドネシア事務所長

平成十八年三月十七日
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第百三十五号
平成十七年十二月二十日にジャカルタで、円借款の供与に關する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十八年十二月三日付けの交換公文に從つてインドネシア共和国政府に供与されることになつた多目的ダム発電事業計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と国際協力銀行との間の合意により平成十九年三月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成十八年三月十七日
外務大臣 麻生 太郎